

参考資料（条例・規則等）



(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面
- (指定管理者の指定)

第3条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、[次の各号](#)のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 2 [次の各号](#)のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人(以下「役員等」という。)となっている団体
 - (2) 団体若しくは団体の役員等が自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している団体
 - (3) 団体又は団体の役員等が暴力団又は暴力団員に対し、不当に金品その他の財産上の利益又は役務の供与をしている団体
 - (4) 団体又は団体の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
 - (5) 団体又は団体の役員等が、下請契約、物品の購入契約その他の契約を締結する相手方について、暴力団又は暴力団員がその事業活動を実質的に支配していることを知りながら当該契約を締結している団体

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において[第6条第1項](#)の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受する場合においては、使用料又は利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (業務報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が[前条](#)の指示に従わないとき、[第3条第2項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は[前条第1項](#)の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなっ

た公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、[第2条](#)から[第8条](#)までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、[第2条](#)、[第4条](#)及び[次条](#)の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(河内長野市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 河内長野市個人情報保護条例(平成9年河内長野市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「委託するとき」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるとき」を加え、同条第3項中「という。)」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第4項中「又はその」を「、指定管理者又はこれらの」に改める。

附 則(平成26年6月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年河内長野市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例の規定により公の施設の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、特定の者を指定管理者として指定しようとする場合又はやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 公の施設の指定管理者の基準
- (3) 管理する業務内容
- (4) 指定管理者の指定の予定期間
- (5) 申請の方法
- (6) 受付期間及び担当部局
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請書等)

第3条 条例第2条に規定する規則で定める申請書は、河内長野市公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)とし、同条第2号に規定する市長が特に必要なものとして規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 当該公の施設の管理に関する収支予算書(指定管理者がその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受する場合)
- (4) 法人にあっては、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度の財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (5) 法人にあっては、指定申請の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業実績報告書
- (6) 役員の名簿
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、条例第2条の規定による申請者が2以上であるときは、当該公の施設を管理する条件を満たし、かつ、目的を達成するうえで最も適した法人等と認めるものを、指定管理者の候補者とする。

2 条例第2条の申請者の数が1であるときは、当該公の施設を管理する条件を満たす場合は、当該法人等を指定管理者の候補者とする。

3 市長は、受付期間内に申請者がいないとき又は前2項の規定による指定管理者の候補者がいない場合において、更に指定管理者の選定を行うときは、再度第2条の公告を行わなければならない。

4 市長は、指定管理者の候補者として選定した者には、河内長野市公の施設の指定管理者の候補者として選定した旨の通知書(様式第2号)により、選定しなかった者には、河内長野市公の施設の指定管理者の候補者として選定しなかった旨の通知書(様式第3号。以下「不選定通知」という。)により、その旨を通知するものとする。

5 第1項の指定管理者の候補者が、条例第3条の規定による指定管理者の指定を行うまでの間に辞退し、又は指定管理者の候補者に指定管理者としての業務を遂行できない事由(以下「辞退等」という。)が生じた場合においては、当該指定管理者の候補者を除く申請者のうち、当該公の施設を管理する条件を満たし、かつ、目的を達成するうえで最も適した法人等と認めるものを、新たに指定管理者の候補者とすることができる。この場合において、当該法人等に対する不選定通知書は取り消すものとする。新たな指定管理者の候補者に辞退等が生じたときも、同様とする。

(指定管理者の決定等)

第5条 市長は、条例第3条の規定による指定管理者を指定したときは、指定された法人等に対し、河内長野市公の施設の指定管理者指定書(様式第4号)により通知し、その旨を告示するものとする。

2 市長は、[条例第3条](#)の規定による指定管理者を指定しなかったときは、指定しなかった法人等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項に規定する議会の議決で否決されたものに限る。)に対し、河内長野市公の施設の指定管理者不指定通知書([様式第5号](#))により通知するものとする。

(事業報告書等)

第6条 [条例第4条第4号](#)の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の当該公の施設における職員の出勤管理表等

(2) 当該公の施設の改善すべき事項がある場合の報告書等

(協定の締結)

第7条 市長は、指定管理者の指定を受けた法人等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 [前項](#)の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が別に定める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月22日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月21日規則第27号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

河内長野市公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

河内長野市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者

の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書等を添えて申請いたします。

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号（第4条関係）

河内長野市公の施設の指定管理者の候補者として選定した旨の通知書

河長 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

河内長野市長 印

年 月 日付で申請のあった の指定管理者の指定の申請
について、候補者として選定したので通知いたします。

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

様式第3号（第4条関係）

河内長野市公の施設の指定管理者の候補者として選定しなかった旨の通知書

河長 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

河内長野市長 印

年 月 日付で申請のあった の指定管理者の指定の申請
について、次の理由により候補者として選定しなかったので通知いたします。

理由

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で河内長野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、河内長野市を被告として（訴訟において河内長野市を代表する者は河内長野市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

様式第4号(第5条関係)

河内長野市指令 第 号

河内長野市公の施設の指定管理者指定書

所在地
申請者 団体名
代表者

年 月 日付けで申請のあった の指定管理者の指定の申請について、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により指定します。

年 月 日

河内長野市長 印

1 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務内容

様式第5号(第5条関係)

河内長野市公の施設の指定管理者不指定通知書

河長 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

河内長野市長 印

年 月 日付けで申請のあった の指定管理者の申請につ
いて、次の理由により指定しませんので通知します。

理由

不服の申立て

この決定に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に河内長野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分の通知を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するため、本市に体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 河内長野市立市民総合体育館

位置 河内長野市大師町25番1号

(指定管理者による管理)

第3条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の条件)

第3条の2 指定管理者は、体育館の設置の目的を理解し、適正な管理ができる法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第3条の3 指定管理者が、体育館の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。

2 市長は、指定期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務等)

第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 体育館の利用の許可に関する業務

(2) 体育館の施設、附属設備その他器具備品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、体育館の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第3条の5 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は[第1項](#)の開館時間若しくは[前項各号](#)に規定する休館日を変更することができる。

4 [前項](#)の場合において、指定管理者は、その旨を体育館への掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(利用の範囲)

第3条の6 体育館のトレーニング室及び卓球場を利用することができる者は、本市に居住又は在職若しくは在学する者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。

第4条 削除

(利用の許可)

第5条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、[前項](#)の許可をする場合において必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、体育館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 興行又は営利を目的とするおそれがあるとき。

(3) 政治目的(公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく立会演説会を除く。)又は宣教目的を有するおそれがあるとき。

(4) 施設等を破損若しくは汚損又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 体育館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を制限し、又はその利用の中止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) [第5条第1項](#)の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) [前条各号](#)に定める事由が生じたとき。
- (3) 公職選挙法の規定により選挙の期日の公示又は告示があった日から選挙の期日の翌日までの間において、選挙のために河内長野市選挙管理委員会が体育館を利用する必要があるとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(入館の禁止等)

第8条 指定管理者は、[第6条各号](#)に該当する者には、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(利用料金)

第9条 市長は、体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させる。

- 2 利用者は、指定管理者が定める方法により利用料金を支払うものとする。
- 3 利用料金の額は、[別表第1](#)及び[別表第2](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 市長は、[前項](#)の規定により利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車場の利用料金)

第9条の2 市長は、体育館の駐車場利用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させる。

- 2 利用者は、指定管理者が定める方法により駐車場利用料金を支払うものとする。
- 3 駐車場利用料金の額は、[別表第3](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 市長は、[前項](#)の規定により駐車場利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、駐車場利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車場の開場時間)

第9条の3 体育館の駐車場の開場時間は、午前6時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、[前項](#)の開場時間を変更することができる。

(駐車場の拒否)

第9条の4 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、駐車場への駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場が満車のとき。
- (2) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (3) 駐車場の構造又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 危険物を積載しているとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(利用料金及び駐車場利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者が相当と認める期間内に利用者が利用許可の取消しを申し出たとき又は指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、還付しない。ただし、[第7条第3号](#)の規定により、体育館の利用の許可を取り消され、又はその利用を制限されたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備及び原状回復)

第12条 利用者は、自ら特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、当該利用者の費用で特別の設備を設けさせることができる。
- 3 [前2項](#)の規定により、特別の設備を設けたときは、利用者は、自らの費用で利用後([第7条](#)の規定による処置を受けたときは、その後)直ちにこれを撤去して原状に回復しなければならない。
- 4 利用者が[前項](#)の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が利用者にとって執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、利用期間中に施設等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 市長及び指定管理者は、[次の各号](#)に掲げる損害については、一切その責を負わない。

(1) [第7条](#)又は[第8条](#)の規定に基づく処置により生じた利用者の損害

(2) 本市又は指定管理者に過失のある場合を除き、体育館及び附属設備の利用により生じた利用者及び第三者の損害

(指定管理者不在期間中の読替等)

第14条の2 解散その他の理由により指定管理者がいなくなった場合又は市長が[河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例\(平成15年河内長野市条例第28号\)第6条第1項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消した場合若しくは期間を定めて指定管理者に業務の停止を命じた場合は、指定管理者を新たに指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在期間」という。)、この条例の規定中([第3条](#)から[第3条の3](#)までの規定を除く。)[「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて適用する。](#)この場合において、市長は、指定管理者不在期間中、指定管理者不在期間開始時の直前の[第9条第3項](#)及び[第9条の2第3項](#)の承認に係る利用料金及び駐車場利用料金の額を使用料として徴収する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理・運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前においても、利用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

附 則(平成24年12月21日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

基本料金表

1 団体利用料金

(単位 円)

区分		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
競技場	全面	5,000	5,000	5,000	7,500
	片面	2,500	2,500	2,500	3,800
第2競技場		1,000	1,000	1,000	1,500

会議室	全面	600	600	600	900
	半面	300	300	300	450

(1) 半面とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。

2 個人利用料金

(ア) トレーニング室

(単位 円)

区分	9時～18時	18時～21時	回数券
一般(高校生以上)	1回 (3時間以内)	200	300
60歳以上の者、障害者		100	150
			回数券 1,000円券(100円×11回分) 1,500円券(150円×11回分) 2,000円券(200円×11回分) 3,000円券(300円×11回分)

(イ) 卓球場

(単位 円)

区分	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
一般(高校生以上)	200	200	200	300
60歳以上の者、障害者	100	100	100	150
小・中学生	100	100	100	150

(1) 小・中学生の18時以降の利用は、保護者同伴に限る。

(2) 利用許可時間を超過し、又は繰り上げて利用することはできない。ただし、トレーニング室の利用時間区分(9時～18時)は、超過して利用することができる。この場合において、超過時間を含め1回の利用時間は3時間以内とし、超過利用料金は一般100円を、60歳以上の者及び障害者は50円を徴収する。

(3) 障害者とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者をいう。

別表第2(第9条関係)

附属設備料金表

(単位 円)

番号	種類	単位	利用料金
1	マイクロホン	1本1回	500
2	卓球ラケット	1本1回	200

別表第3(第9条の2関係)

駐車場利用料金表

区分	利用料金	
普通車両	入場時から1時間まで	無料
	入場時から1時間超	1時間を超えた時間30分ごとに100円
大型・中型車両	入場時から1時間まで	無料
	1日当たり1回	3,000円

(1) 「普通車両」とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車をいい、「大型・中型車両」とは普通車両以外の自動車(二輪自動車を除く。)をいう。

(2) 駐車場の利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

(3) 大型・中型車両の駐車場の利用は、事前申込みを必要とする。

○河内長野市立市民運動場設置条例

昭和54年10月1日
条例第13号

河内長野市立運動広場条例(昭和43年河内長野市条例第10号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的・生活向上の用に供するため、本市に市民運動場(以下「運動場」という。)を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 運動場の名称、位置及び施設は、[別表第1](#)のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 運動場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の条件)

第3条の2 指定管理者は、運動場の設置の目的を理解し、適正な管理ができる法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第3条の3 指定管理者が、運動場の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。

2 市長は、指定期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務等)

第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 運動場の利用の許可に関する業務

(2) 運動場の施設、附属設備その他器具備品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、運動場の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(開場時間)

第3条の5 運動場の開場時間は、[別表第1の2](#)のとおりとする。

2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場し、又は[前項](#)の開場時間を変更することができる。

3 [前項](#)の場合において、指定管理者は、その旨を運動場への掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(利用の範囲)

第4条 天野少年球技場を利用することができる者は、本市に居住又は在職若しくは在学する者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。

(利用の許可)

第5条 運動場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、[前項](#)の許可をする場合において必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、運動場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 興行又は営利を目的とするおそれがあるとき。

(3) 施設等を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 運動場の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を制限し、又はその利用の中止若しくは退場を命ずることができる。

(1) [第5条第1項](#)の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) [前条各号](#)に定める事由が生じたとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第8条 市長は、運動場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。

2 利用者は、指定管理者が定める方法により利用料金を支払うものとする。

- 3 利用料金の額は、[別表第2](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 市長は、[前項](#)の規定により利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車場の利用料金)

第8条の2 市長は、大師総合運動場及び下里総合運動場の駐車場利用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。

- 2 利用者は、指定管理者が定める方法により駐車場利用料金を支払うものとする。
- 3 駐車場利用料金の額は、[別表第3](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 市長は、[前項](#)の規定により駐車場利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、駐車場利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車場の開場時間)

第8条の3 大師総合運動場及び下里総合運動場の駐車場の開場時間は、午前6時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、[前項](#)の開場時間を変更することができる。

(駐車場の拒否)

第8条の4 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、駐車場への駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場が満車のとき。
- (2) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (3) 駐車場の構造又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 危険物を積載しているとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(利用料金及び駐車場利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者が相当と認める期間内に利用者が利用許可の取消しを申し出たとき又は指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、還付しない。

(利用権の譲渡禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに利用器具等を所定の場所に返納し、利用場所を原状に復さなければならない。[第7条](#)の規定に該当したときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、利用中に施設等を破損、汚損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者不在期間中の読替等)

第12条の2 解散その他の理由により指定管理者がいなくなった場合又は市長が[河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例\(平成15年河内長野市条例第28号\)第6条第1項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消した場合若しくは期間を定めて指定管理者に業務の停止を命じた場合は、指定管理者を新たに指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在期間」という。)、この条例の規定中([第3条](#)から[第3条の3](#)までの規定を除く。)[「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて適用する。](#)この場合において、市長は、指定管理者不在期間中、指定管理者不在期間開始時の直前の[第8条第3項](#)及び[第8条の2第3項](#)の承認に係る利用料金及び駐車場利用料金の額を使用料として徴収する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前においても、利用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

附 則(平成24年12月21日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月26日条例第12号)

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和6年9月25日条例第37号)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	施設
河内長野市立大師総合運動場	河内長野市大師町885番地の2	運動広場
河内長野市立下里総合運動場	河内長野市下里町892番地の3	運動広場
河内長野市立木戸東運動場	河内長野市木戸東町677番地の8	運動広場
河内長野市立大師庭球場	河内長野市大師町85番地の518	庭球場
河内長野市立荘園庭球場	河内長野市小山田町2649番地の564	庭球場
河内長野市立天野少年球技場	河内長野市天野町291番地	少年球技場

別表第1の2(第3条の5関係)

施設	開場時間
大師総合運動場	午前7時から午後7時まで
下里総合運動場	午前7時から午後9時まで
木戸東運動場	午前7時から午後7時まで
大師庭球場	午前7時から午後7時まで
荘園庭球場	午前7時から午後7時まで
天野少年球技場	午前7時から午後7時まで

別表第2(第8条関係)

施設の利用料金

施設	利用料金	備考
運動広場	大師総合運動場 4分の1面 2時間につき 1,000円	運動競技以外に利用する場

	下里総合運動場	午前7時から午後5時まで 4分の1面 2時間につき 1,000円	合は、2倍の 額とする。
		午後5時から午後9時まで 4分の1面 1時間につき 500円	
	木戸東運動場	2時間につき 1,000円	
庭球場		1面 2時間につき 1,000円	
少年球技場		少年団体が利用する場合 2時間につき 200円	
		少年団体以外の団体が利用する場合 2時間につき 400円	

照明設備の利用料金

施設	利用料金
下里総合運動場	4分の1面点灯 1時間につき 500円

別表第3(第8条の2関係)

施設	利用料金		備考
大師 総合 運動 場	普通車両	入場時から1時間まで	無料
		入場時から1時間超	1時間を超えた時間30分ごとに10 0円
	大型・中型 車両	入場時から1時間まで	無料
		1日当たり1回	3,000円
下里 総合 運動 場	入場時から30分まで 無料 入場時から30分超 1日当たり1回 普通車両 500円 大型・中型車両 2,000円		

※「普通車両」とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車をい
い、「大型・中型車両」とは普通車両以外の自動車(二輪自動車を除く。)をいう。

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するため、本市に武道館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 河内長野市立武道館

位置 河内長野市西代町904番地の1

(指定管理者による管理)

第3条 武道館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の条件)

第3条の2 指定管理者は、武道館の設置の目的を理解し、適正な管理ができる法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第3条の3 指定管理者が、武道館の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。

2 市長は、指定期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務等)

第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 武道館の利用の許可に関する業務

(2) 武道館の施設、附属設備その他器具備品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の5 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は前項の開館時間を変更することができる。

3 前項の場合において、指定管理者は、その旨を武道館への掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 武道館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、武道館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 興行又は営利を目的とするおそれがあるとき。

(3) 政治目的(公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく立会演説会を除く。)又は宣教目的を有するおそれがあるとき。

(4) 施設等を破損若しくは汚損又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 武道館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を制限し、又はその利用の中止若しくは退館を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号に定める事由が生じたとき。

(3) 公職選挙法の規定により選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の翌日までの間において、選挙のために河内長野市選挙管理委員会が武道館を利用する必要があるが生じたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(入館の禁止等)

第7条 指定管理者は、第5条各号に該当する者には、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(利用料金)

第8条 市長は、武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。

2 利用者は、指定管理者が定める方法により利用料金を支払うものとする。

3 利用料金の額は、[別表](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 市長は、[前項](#)の規定により利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、指定管理者が相当と認める期間内に利用者が利用許可の取消しを申し出たとき又は指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、還付しない。ただし、[第6条第3号](#)の規定により、武道館の利用の許可を取り消され、又はその利用を制限されたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用期間中に施設等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 市長及び指定管理者は、[次の各号](#)に掲げる損害については、一切その責を負わない。

(1) [第6条](#)又は[第7条](#)の規定に基づく処置により生じた利用者の損害

(2) 本市又は指定管理者に過失のある場合を除き、武道館の利用により生じた利用者及び第三者の損害(指定管理者不在期間中の読替等)

第12条の2 解散その他の理由により指定管理者がいなくなった場合又は市長が[河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例\(平成15年河内長野市条例第28号\)第6条第1項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消した場合若しくは期間を定めて指定管理者に業務の停止を命じた場合は、指定管理者を新たに指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在期間」という。)、この条例の規定中([第3条](#)から[第3条の3](#)までの規定を除く。)[「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて適用する。](#)この場合において、市長は、指定管理者不在期間中、指定管理者不在期間開始時の直前の[第8条第3項](#)の承認に係る利用料金の額を使用料として徴収する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理・運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前においても、利用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

附 則(平成24年12月21日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(単位 円)

区分	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
全面	1,000	1,000	1,000	1,500
半面	500	500	500	750

(1) 半面とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園以外の公園 都市公園以外の公園、緑地又は広場であつて、規則で定めるものをいう。
- (3) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設及び都市公園以外の公園における公園施設に準ずる施設をいう。
- (4) 有料施設 市が管理する公園施設で、有料で使用させ、又は利用させるものをいう。

(設置、区域の変更及び廃止等)

第3条 市長は、都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、所在地及び区域(都市公園を廃止する場合を除く。)その他必要な事項を公告しなければならない。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第3条の2 法第3条第1項の条例で定める技術的基準は、次条及び第3条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は20平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は17平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、展示会、博覧会、集会、その他これ等に類する催しをすること。
 - (4) 興業を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容とする。以下法人について同じ。)
 - (2) 行為の目的
 - (3) 行為の期間
 - (4) 行為を行う場所
 - (5) 行為の内容
 - (6) その他指定管理者が指示する事項
- 3 指定管理者は、[第1項各号](#)に掲げる行為が[次の各号](#)のいずれにも該当しない場合に限り、[同項](#)の許可を与えることができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。
 - (2) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- 4 指定管理者は、[前項](#)の許可に公園の管理上必要な条件を付けることができる。
- 5 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第3項](#)の規定による許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。
- (1) 許可を受けた者が使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 許可を受けた者がこの条例に違反し、又はこの条例による指定管理者の指示に従わないとき。
 - (3) [第3項第1号](#)又は[第2号](#)の規定に該当したとき。
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(許可の特例)

第5条 [第9条第1項](#)の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、[前条第1項](#)の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、[次の各号](#)に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長又は指定管理者があらかじめ許可したもの及びやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は汚損すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (9) 公園施設をその用途外に使用すること。
- (10) [前各号](#)に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長又は指定管理者は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他公園の管理のため必要があると認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の種類及び数量
 - ウ 設置の目的
 - エ 設置の期間
 - オ 設置の場所
 - カ 公園施設の構造
 - キ 公園施設の管理方法
 - ク 工事の実施方法
 - ケ 工事の着手及び完了の時期
 - コ 公園の復旧方法
 - サ [前各号](#)に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の所在、種類及び数量
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ [前各号](#)に掲げるもののほか、市長の指示する事項

3 [第4条第3項](#)及び[第4項](#)の規定は、[第1項](#)の許可について準用する。

(指定管理者による管理)

第8条の2 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の条件)

第8条の3 指定管理者は、公園の設置目的を理解し、適正な管理ができる法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第8条の4 指定管理者が、公園の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。

2 市長は、指定期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務)

第8条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園内における行為の制限に係る事項の許可等に関する業務
- (2) ゲートボール場の使用許可等に関する業務
- (3) 野球場、プール、庭球場、人工芝球技場及びコミュニティルームの利用許可等に関する業務
- (4) 公園の維持管理に関する業務
- (5) 公園の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務(占用の許可)

第9条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)を設けて公園を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更([次条各号](#)に掲げるものを除く。)しようとするときも、同様とする。

2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占有物件の種類及び数量
- (3) 占有目的
- (4) 占有期間
- (5) 占有場所
- (6) 占有物件の管理方法
- (7) 工事の実施方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) 原状回復の方法
- (10) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が指示する事項

3 [第4条第3項](#)及び[第4項](#)の規定は、[第1項](#)の許可について準用する。

(許可を要しない軽易な変更)

第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第10条の2 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として[前項](#)の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する基準)

第10条の3 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

(監督処分)

第11条 市長は、この条例による許可を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、若しくはその許可条件を変更し、又は原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反し、又はこの条例による市長の指示に従わないとき。
- (2) この条例による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例による許可を受けたとき。

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、この条例により許可を受けた者に対し、前条の規定による処分をし、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号に掲げる方法により公示を行った工作物等のうち、特に貴重と認められるものについては、同号に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。)の氏名及び住所を知ることができない場合は、当該公示の要旨を河内長野市広報紙に登載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、関係者に対し閲覧に供しなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第12条の6 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとする場合は、その入札の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、原則として3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約を行う場合には、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認められるものについて

は、この限りでない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の7 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還する場合は、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(都市公園以外の公園の工作物等の除却、保管等)

第12条の8 市長は、都市公園以外の公園に存する工作物等の改築、移転若しくは除却又は当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設の設置については、法第27条第3項から第10項までの規定を準用する。

(届出)

第13条 この条例による許可を受けた者が、[次の各号](#)の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 公園施設を設置若しくは管理する期間若しくは公園の占用の期間の満了又は公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占用の廃止に伴い、公園を原状に回復したとき。
- (4) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (5) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命じられた者が、命じられた工事を完了したとき。
- (6) 法第27条第1項若しくは第2項又は[第11条](#)若しくは[第12条](#)の規定により必要な措置を命じられた者が、その措置を完了したとき。

第3章 有料施設

(有料施設)

第14条 有料施設は、[別表第2](#)のとおりとする。

(開場時間等)

第14条の2 有料施設の開場時間は、[次の各号](#)に掲げる施設の種類に応じ、[当該各号](#)に定めるとおりとする。

- (1) 野球場 午前7時から午後7時まで
 - (2) プール 午前9時から午後6時まで
 - (3) 庭球場 午前7時から午後7時まで
 - (4) 人工芝球技場及びコミュニティルーム 午前7時から午後9時まで
 - (5) 下里運動公園駐車場 午前6時から午後10時まで
 - (6) ゲートボール場 午前9時から午後6時まで
- 2 プールの開場日は、7月1日から8月31日までの日(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、その翌日)を除く。)とする。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場し、開場し、又は[第1項](#)の開場時間を変更することができる。
- 4 [前項](#)の場合において、指定管理者は、その旨を当該施設への掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(使用の許可)

第15条 ゲートボール場を使用しようとする者は、市長の定める申請書を提出して許可を受けなければならない。

2 市長は、[前項](#)の許可の際、必要な条件を付けることができる。

(利用の許可)

第15条の2 野球場、プール、庭球場、人工芝球技場及びコミュニティルームを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、[前項](#)の許可の際、必要な条件を付けることができる。

(使用及び利用の制限)

第16条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、有料施設の使用及び利用を許可しない。

- (1) 感染症(経口感染及び空気感染のおそれのないものを除く。)にかかっている者
- (2) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 公益を害するおそれがあると認める者
- (4) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認める行為を行う者
- (5) [前各号](#)に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(目的外使用の制限)

- 第17条 [第15条](#)の規定によりゲートボール場の使用許可を受けた者はその施設の構造及び設備を変更し、又はその施設を目的外に使用してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 市長は、[前項](#)の許可の際、使用者に対し必要な設備を命ずることができる。
 - 3 [第1項](#)の許可を受けた者が[前2項](#)の規定により設備をしたときは、使用後直ちにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。
 - 4 [第1項](#)の許可を受けた者が[前項](#)の規定による義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用許可の取消し又は使用の停止)

第18条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第15条](#)、[第15条の2](#)又は[前条](#)の規定による許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 許可を受けた者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 許可を受けた者が、この条例に違反し、又はこの条例による市長の指示に従わないとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) [第16条各号](#)のいずれかの規定に該当したとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(駐車拒否)

第18条の2 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、下里運動公園駐車場への駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場が満車のとき。
- (2) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (3) 駐車場の構造又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 危険物を積載しているとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

第4章 使用料及び利用料金

(使用料)

第19条 [第4条第1項](#)、[第8条第1項](#)、[第9条第1項](#)又は[第15条](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[次の各号](#)に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) [第4条第1項](#)、[第8条第1項](#)又は[第15条](#)の許可を受けた者 [別表第3](#)、[別表第5](#)及び[別表第6](#)に定める額
- (2) [第9条第1項](#)の許可を受けた者 [河内長野市道路占用料徴収条例\(昭和29年河内長野市条例第56号\)](#)[別表](#)の例により算定した額

2 使用者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、基本料の2倍の額とする。

(使用料の減免)

第20条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の徴収方法)

第21条 使用料は、市長が特に認める場合を除き、使用許可の際、その全額を徴収する。ただし、使用期間が1年以上のものについては、毎年度徴収するものとし初年度分は許可の際、次年度以降の分については当該会計年度分をその年度の初めに徴収する。

2 市長は、占用料が著しく多額に上り、その他特別の事由があると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、当該会計年度分に限り期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(使用料の還付)

第22条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない事由によって使用することができないとき。
- (2) [第12条](#)又は[第18条第3号](#)若しくは[第4号](#)の規定により市長が使用許可を取消したとき。
- (3) 使用許可の前日まで使用許可の取消を申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

(利用料金)

第22条の2 有料施設(ゲートボール場を除く。この条、[次条](#)及び[第22条の4](#)において同じ。)を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、有料施設の指定管理者が定める方法により指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、有料施設の指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 指定管理者は、[別表第6](#)に定める額の範囲内において、市長の承認を得てそれぞれ利用料金を定めることができる。

4 市長は、[前項](#)の規定により利用料金の額を定めた場合は、速やかにこれを告示するものとする。

(利用料金の減免)

第22条の3 有料施設の指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第22条の4 既納の利用料金は、有料施設の指定管理者が相当と認める期間内に利用者が利用許可の取消しを申し出たとき又は有料施設の指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、還付しない。

(許可の期間)

第23条 [第4条第1項](#)、[第8条第1項](#)、[第9条第1項](#)及び[第15条](#)の規定による許可の期間は、5年以内で市長が別に定める。

第5章 雑則

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償義務)

第25条 公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失、損傷又は殺傷した者は、その損傷を賠償しなければならない。

2 [前項](#)の賠償額は、市長が定める。

(保証人又は保証金)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、[第4条第1項](#)、[第8条第1項](#)、[第9条第1項](#)、[第15条](#)又は[第15条の2](#)の規定による使用許可又は利用許可の際、使用者若しくは利用者に保証人を立てさせ、又は使用者若しくは利用者から保証金を徴することができる。

2 [前項](#)の保証人の資格及び保証金の額は、市長が別に定める。

(検査)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について当該職員に検査させ、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

2 使用者([第15条の2](#)の規定により利用の許可を受けた者を含む。)は、[前項](#)の規定による検査を拒むことができない。

3 [第1項](#)に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 [第4条](#)から[前条](#)までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者が利用許可をする場合の準用)

第28条の2 [第17条](#)、[第18条](#)、[第23条](#)及び[第24条](#)の規定は、指定管理者が[第15条の2](#)の規定により利用許可をする場合に準用する。この場合において、[第17条第1項](#)中「第15条」を「第15条の2」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用してはならない」を「利用してはならない」に、「市長」を「指定管理者」に、[同条第2項](#)中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、[同条第3項](#)中「使用後」を「利用後」に、[同条第4項](#)中「使用者」を「利用者」に、[第18条](#)中「市長」を「指定管理者」に、「第15条又は前条」を「第15条の2又は第28条の2で準用される前条」に、「使用」を「利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、[第23条](#)中「第4条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第15条」を「第15条の2」に、「市長」を「指定管理者」に、[第24条](#)中「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。

(指定管理者不在期間中の管理等)

第28条の3 解散その他の理由により指定管理者がいなくなった場合又は市長が[河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例\(平成15年河内長野市条例第28号\)第6条第1項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消した場合若しくは期間を定めて指定管理者に業務の停止を命じた場合は、指定管理者を新たに指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在期間」という。)は、[第8条の5](#)の規定にかかわらず、市長が公園の管理等の業務の全部又は一部を行うものとする。この場合において、この条例の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

(過料)

第30条 [次の各号](#)の一に該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) [第4条第1項](#)、[第6条](#)、[第8条第1項](#)、[第9条第1項](#)、[第17条\(第28条の2\)](#)で準用する場合を含む。)、[第24条\(第28条の2\)](#)で準用する場合を含む。)又は[第27条第2項](#)の規定に違反した者

(2) [第11条](#)又は[第12条](#)の規定による命令に違反した者

第31条 詐欺その他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 河内長野市営運動場管理条例(昭和39年河内長野市条例第14号)は廃止する。

- 3 河内長野市営プール条例(昭和39年河内長野市条例第15号)は、廃止する。
- 4 [第14条](#)に規定する野球場及び庭球場の使用料は、市長が設備の完了を認めたときから徴収する。
- 5 日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)の規定に基づき設立された日本電信電話株式会社の行う事業のための公園の占用であって、同法附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が昭和60年4月1日前に許可を受けたものに係る[次の表](#)の左欄に掲げる年度の使用料の額は、[別表第4](#)に規定する使用料の額にそれぞれ[次の表](#)の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

昭和60年度	10分の5
昭和61年度	10分の6
昭和62年度	10分の7
昭和63年度	10分の8
平成元年度	10分の9

- 6 [第4条](#)、[第6条](#)、[第7条](#)、[第11条](#)、[第12条](#)、[第15条](#)、[第18条](#)、[第22条](#)、[第23条](#)、[第26条](#)及び[第27条](#)の規定中指定管理者が行う業務について適用する場合は、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
 - 附 則(昭和45年7月6日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和47年7月3日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和49年7月10日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和50年3月31日条例第8号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和50年6月18日条例第25号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和51年4月1日条例第16号)
1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の河内長野市都市公園条例別表第6に規定する排球場の使用料は、市長が当該設備の完了を認めたときから徴収する。
 - 附 則(昭和51年6月23日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和52年6月16日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
 - 附 則(昭和53年6月30日条例第30号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
 - 附 則(昭和55年3月31日条例第8号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。
 - 附 則(昭和57年7月20日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和58年3月31日条例第12号)
1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の河内長野市都市公園条例第19条に規定する別表第4にかかわらず昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの公園を占有する場合の使用料については、附則別表第1のとおりとし、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで公園を占有する場合の使用料については、附則別表第2のとおりとする。
- 附則別表第1(略)
- 附則別表第2(略)
- 附 則(昭和58年3月31日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和58年10月4日条例第29号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和59年1月31日条例第1号)
この条例は、昭和59年2月1日から施行する。
 - 附 則(昭和60年3月30日条例第15号)
この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
 - 附 則(昭和60年9月30日条例第23号)
1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

2 改正後の(中略)河内長野市都市公園条例附則第5項の規定(電話柱及び公衆電話所の占用に係る部分は除く。)は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、加賀田台第1公園の項から加賀田台第6公園の項までの改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則(昭和64年1月7日条例第1号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第15号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日条例第10号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第12号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の河内長野市都市公園条例第19条の規定に基づく別表第4にかかわらず、平成10年4月1日前に占用の許可を受けたものに係る平成10年4月1日から平成11年3月31日までの公園を占有する場合の使用料については、附則別表のとおりとする。

附則別表(略)

附 則(平成12年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(河内長野市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する河内長野市行政財産使用料条例第7条第1項、河内長野市営住宅条例第37条、河内長野市都市公園条例第31条、河内長野市下水道条例第36条及び河内長野市水道事業給水条例第38条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前においても、公園(野球場、プール及び庭球場を除く。)の管理及び使用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

附 則(平成18年12月25日条例第40号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行前においても、有料施設の管理及び使用又は利用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

附 則(平成24年12月21日条例第47号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年9月25日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行前においても、下里運動公園の管理及び許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

(指定管理期間の特例)

- 3 この条例の施行後最初に指定する下里運動公園の指定管理者の指定管理期間は、第8条の4第1項の規定にかかわらず、第1項の規則で定める日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月29日条例第21号)

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は河内長野市都市公園条例の一部を改正する条例(平成27年河内長野市条例第39号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年9月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市都市公園条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る公園を占有する場合の使用料について適用し、同日前の占有期間に係る公園を占有する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(令和2年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月17日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市都市公園条例第19条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の占有期間に係る公園を占有する場合の使用料について適用し、同日前の占有期間に係る公園を占有する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の河内長野市公園条例第8条第1項及び第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けるものについて適用する。

附 則(令和7年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月19日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 削除

別表第2(第14条関係)

有料施設

公園名	有料施設の種類
-----	---------

寺ヶ池公園	野球場 プール 庭球場 ゲートボール場
下里運動公園	人工芝球技場 コミュニティールーム 駐車場

別表第3(第19条関係)
公園施設の使用料

種別	単位	期間	使用料	摘要
公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,000円	ただし、公募により法第5条第1項の許可を受ける者に使用料の額を提案させる場合の使用料は、左欄に定める額以上であって、当該提案に係る額を上限として市長が定める額とする。
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	2,000円	

別表第4 削除

別表第5(第19条関係)
公園の使用料

種別	単位	期間	使用料	摘要
行商、募金、出店等を行うとき	1平方メートル	1日	100円	
映画を撮影するとき	1箇所	1日	2,000円	
業として写真を撮影するとき	1台につき	1日	500円	
興業を行うとき	1平方メートル	1日	5円	
展覧会、博覧会、集会等を行うとき	1平方メートル	1日	1円	
競技会等を行うとき	1箇所	午前 午後 全日	1,200円 1,800円 2,500円	

別表第6(第19条及び第22条の2関係)
有料施設の使用料及び利用料金
ア 野球場の利用料金

種別	利用料金		摘要
野球場	全日使用の場合	8,000円	
	一部使用の場合	2時間 1,600円	

イ プールの利用料金

種別		利用料金	摘要	
個人	寺ヶ池公園プール	大人(中学生以上)	1人1回(2時間) 200円 1時間増すごと 100円	
		こども(小学生)	1人1回(2時間) 100円 1時間増すごと 50円	
専用(貸切)	25mプール	—	10,000円	

	午前	午前9時から12時まで	
	午後	午後0時から6時まで	20,000円

ウ 庭球場の利用料金

種別	利用料金	摘要
庭球場	1面1回(2時間) 1,000円	

エ ゲートボール場の使用料

種別	使用料	摘要
ゲートボール場	1面1回(1時間) 250円	

オ 人工芝球技場、コミュニティルーム及び駐車場の利用料金

種別	利用料金		摘要
人工芝球技場	平日	全面1時間当たり 3,300円 2分の1面1時間当たり 1,650円	ただし、営利を目的とする場合は、10割増しとする。
	休日	全面1時間当たり 4,000円 2分の1面1時間当たり 2,000円	
コミュニティルーム	全室1時間当たり 400円 2分の1室1時間当たり 200円		
駐車場	入場時から30分まで 無料 入場時から30分超 1日当たり1回 普通車両 500円 大型・中型車両 2,000円		

※「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

※「普通車両」とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車をいい、「大型・中型車両」とは普通車両以外の自動車(二輪自動車を除く。)をいう。

カ 人工芝球技場の照明設備利用料金

区分	利用料金
全面点灯	1時間当たり 1,000円
2分の1面点灯	1時間当たり 500円

キ 人工芝球技場のシャワー利用料金

区分	利用料金
1回(5分)	100円

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市スポーツ施設情報システム(以下「システム」という。)を利用するための利用者登録、利用者登録カードの交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム スポーツ施設の申込状況等の情報提供及び利用等に係る事務を自動的に処理する電子計算組織をいう。
- (2) スポーツ施設 市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興等を図ることを目的として市が設置した別表に規定する施設をいう。
- (3) 利用者登録カード システムを利用することができる個人及び団体をシステムと組み合わせることにより識別できる情報が記録されているカードをいう。

(利用者登録の資格)

第3条 システムを利用することができるものは、個人にあつてはその年齢が16歳以上の者とし、団体にあつては当該団体の構成員が10人以上であり、かつ、その代表者の年齢が16歳以上であるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 個人にあつては、河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの
- (2) 団体にあつては、河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの

(利用者登録申請等)

第4条 システムを利用しようとする者又はその団体の代表者(以下「申請者」という。)は、河内長野市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に河内長野市預金口座振替依頼書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請するときは、4桁の算用数字による暗証番号及び算用数字と英字から成る8文字のパスワードを記載し、市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が病気その他やむを得ない事由により自ら申請することができないときは、委任する旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

(利用者登録、利用者登録カードの交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、申請者が第3条に規定する利用者登録の資格を有すると認めるときは、システム利用者として利用者登録し、申請者に利用者登録カード(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 前条第3項の規定により代理人から申請があつたときは、当該代理人に利用者登録カードを交付することができる。

(利用者登録カードの有効期間)

第6条 利用者登録カードの有効期間は、その発行した日から3年後の同月末日とする。ただし、有効期間の満了する日までに第11条の規定による廃止の届出がなかったときは、有効期間を更新するものとし、以後も、同様とする。

(登録事項の変更)

第7条 第5条第1項により利用者登録をされた者(以下「登録者」という。)は、申請書の登録事項に変更があるときは、速やかに河内長野市スポーツ施設情報システム利用者登録変更届(様式第3号。以下「変更届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、河内長野市預金口座振替依頼書の記載事項に変更があるときは、河内長野市口座振替取消(変更)届を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 登録者は、第4条第2項の規定により申請した暗証番号及びパスワードを4桁から8桁までの算用数字による暗証番号及び8文字から16文字までの算用数字と英字から成るパスワードに変更することができる。この場合において、登録者がシステムの利用により暗証番号又はパスワードを変更したときは、変更届を提出したものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、登録者が病気その他やむを得ない事由により自ら届け出ることができないときは、委任する旨を証する書面を添えて代理人により変更を届け出ることができる。

(利用者登録カードの紛失等)

第8条 登録者は、利用者登録カードを紛失したときは、直ちに、利用者登録カードを紛失した旨を市長に届け出なければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、登録者が病気その他やむを得ない事由により自ら届け出ることができないときは、委任する旨を証する書面を添えて代理人により届け出ることができる。

(利用者登録の抹消)

第9条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が条例及び規則に反したとき。
- (2) 登録者が[第3条](#)に規定する利用者登録の資格を満たさなくなったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき又は登録者が代表者である団体が解散したとき。
- (4) 登録者がシステム又は利用者登録カードを不正に利用したとき。
- (5) [前条](#)の規定により、登録者が利用者登録カードの紛失を届け出たとき。
- (6) 登録者が[次条](#)の規定による廃止届を提出したとき。
- (7) 登録者が[第15条](#)に規定する費用を負担しないとき。
- (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が利用者登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

(利用の一時停止)

第10条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該登録者のシステムの利用を一時停止することができる。

- (1) 登録者の登録事項に変更があると認められるとき。
- (2) スポーツ施設の利用料金及び[第15条](#)の費用を滞納しているとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長がシステムの利用を停止すべき事由が生じたと認めるとき。

(利用者登録の廃止)

第11条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、河内長野市スポーツ施設情報システム利用者登録廃止届([様式第4号](#)。以下「廃止届」という。)を市長に届け出なければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、登録者がシステムの利用により利用者登録を廃止したときは、廃止届を提出したものとみなす。

(利用者登録の再登録等)

第12条 登録者は、利用者登録カードを紛失し、損傷し、汚損等したときは、河内長野市スポーツ施設情報システム利用者再登録申請書([様式第5号](#))により市長に利用者登録の再登録及び利用者登録カードの再交付を申請することができる。

2 利用者登録の再登録及び利用者登録カードの再交付の手続は、[第5条](#)の例による。

(利用者登録カードの譲渡等の禁止)

第13条 登録者は、利用者登録カードを第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(利用者登録カードの携帯)

第14条 利用者登録カードの交付を受けた者は、スポーツ施設を利用しようとするときは、利用者登録カードを携帯しなければならない。

(費用負担)

第15条 登録者は、次に定める利用者登録カードの作成費その他の費用を支払わなければならない。

- (1) 利用者登録カードの新規交付時 500円
- (2) [第6条](#)に規定する更新時 300円
- (3) 利用者登録カードの再交付時 200円

(指定管理者による運営)

第16条 市長は、スポーツ施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせたときは、この規則に規定する市長の事務([第9条](#)に規定する利用者登録の抹消を除く。)を協定で定めるところにより当該指定管理者に行わせることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、利用者登録、利用者登録カードの交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現になされている河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則(平成14年河内長野市教育委員会規則第8号。以下「旧規則」という。)第5条第1項の規定に基づく利用者登録及び利用者登録カード、[第6条](#)の規定に基づく有効期間、[第7条](#)の規定に基づく登録事項の変更並びに[第9条の2](#)の規定に基づく利用の一時停止は、それぞれこの規則[第5条第1項](#)の規定に基づく利用者登録及び利用者登録カード、[第6条](#)の規定に基づく有効期間、[第7条](#)の規定に基づく登録事項の変更並びに[第10条](#)の規定に基づく利用の一時停止とみなす。

(経過措置)

- 3 旧規則の[様式](#)により作成した用紙及びカードで残存するものについては、当分の間、所要の調整を加えた上、この規則の[様式](#)により作成した用紙として使用することができる。

別表(第2条関係)

名称	施設
寺ヶ池公園	野球場 庭球場
河内長野市立大師総合運動場	運動広場
河内長野市立下里総合運動場	運動広場
河内長野市立木戸東運動場	運動広場
河内長野市立大師庭球場	庭球場
河内長野市立荘園庭球場	庭球場
河内長野市立天野少年球技場	少年球技場
河内長野市立武道館	競技場
河内長野市立市民総合体育館	競技場 第2競技場 会議室
下里運動公園	人工芝球技場 コミュニティルーム

[様式第1号\(第4条関係\)](#)

様式第1号(第4条関係)

		利用者登録番号							
河内長野市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書									
年 月 日									
(宛先)河内長野市長									
河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則の趣旨を理解し、かつ、同規則を遵守しますので、次のとおり同規則第4条の規定に基づき、河内長野市スポーツ施設情報システムへの利用者登録を申請します。なお、利用者登録の申請に当たり、下記の確認事項を確認しました。また、河内長野市預金口座振替依頼書は別途金融機関に速やかに提出します。									
フリガナ 団体名 (個人の場合は、記入不要)									
フリガナ 氏名 (団体の場合は、代表者名)									
住 所	〒								
生年月日				年	月	日			
電話番号				主な利用種目					
登録区分	1 個人 2 団体			団体構成人数		名			
市 内 外	1 河内長野市内居住 2 河内長野市内在職在学 3 河内長野市外居住								
勤務する事務所、事業所又は通学する学校名									
(所在地)					(電話番号)				
パスワード (英数字8文字)				備 考					
暗証番号 (数字4桁)									

(指定預金口座記入欄) 預金口座振替依頼書に記入された内容を下記にも記入してください。

金 融 機 関 名				支 店 名			
預 金 種 目		1 普通 2 当座		口 座 番 号			
口 座 名 義 人	住 所						
	フリガナ				電 話 番 号	()	
	氏 名				番 号	—	

*団体の場合は、規約、構成員名簿等を添付してください。

【確認事項】

- (1) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき(団体の代表者又は役員等がこれらに該当する場合を含む。)は、利用者登録を認めません。また、登録後にこれらに該当すると認められるときは、利用者登録を抹消いたします。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

(表)

<p>スポーツ施設情報システム 利用者登録カード</p> <p>利用者番号：</p> <input data-bbox="339 533 847 589" type="text"/>	 <p>河内長野市</p>
---	---

(裏)

<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 このカードは、本人以外は使用できません。2 スポーツ施設の利用に当たっては、このカードをご持参ください。3 利用者登録の有効期限は、カード発行日から3年後の同月末日までで、有効期限満了日までに廃止手続がない場合は自動的に更新されます。(ただし、更新料は発生しません。)4 登録事項の変更及びこのカードを紛失した場合は、下記で変更等の手続を行ってください。5 このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。 <p>カード発行日 年 月</p> <p>河内長野市立市民総合体育館 〒586-0041 河内長野市大師町25番1号 電話 (0721) 65-0121</p>

様式第4号(第11条関係)

		利用者登録番号							
河内長野市スポーツ施設情報システム利用者登録廃止届									
年 月 日									
(宛先)河内長野市長									
次のとおり河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則第11条の規定により、河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録を廃止します。									
フリガナ									
団体名 (個人の場合は、 記入不要)									
フリガナ									
氏名 (団体の場合は、 代表者名)									
住所	〒								
備考									

注 利用者登録カードを添付できる場合は、添付してください。

[様式第5号\(第12条関係\)](#)

利用者登録番号										
河内長野市スポーツ施設情報システム利用者再登録申請書										
年 月 日										
(宛先)河内長野市長 次のとおり河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則第12条第1項の規定により、河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録の再登録等を申請します。なお、利用者再登録の申請に当たり、下記の確認事項を確認しました。										
フリガナ 団体名 (個人の場合は、記入不要)										
フリガナ 氏名 (団体の場合は、代表者名)										
住所	〒									
生年月日				年			月			日
電話番号				主な利用種目						
登録区分	1 個人 2 団体			団体構成人数			名			
市内外	1 河内長野市内居住 2 河内長野市内在職在学 3 河内長野市外居住									
勤務する事務所、事業所又は通学する学校名										
(所在地)					(電話番号)					
パスワード (英数字8～16文字)										
暗証番号 (数字4～8桁)				備考						
再登録理由	損傷等事由発生年月日			年 月 日						

注 利用者登録カードを添付できる場合は、添付してください。

【確認事項】

- (1) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき(団体の代表者又は役員等がこれらに該当する場合を含む。)は、利用者登録を認めません。また、登録後にこれらに該当すると認められるときは、利用者登録を抹消いたします。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。